

## 大津いじめ事案に係る滋賀県教育委員会の対応について

【平成24年】

□継続して行っている支援

- ・大津市教委に県教育委員会指導主事1名を固定して駐在
- ・当該校への指導主事2名の駐在
- ・当該校へ2名のスクールカウンセラーの派遣

- 10月4日 大津市より「児童生徒の事件等報告書」が提出される。
- 10月9日 大津市教委に駐在する県教育委員会指導主事は、この日から担当を固定し市教委生徒指導に係る事務を支援する
- 10月10日 市町教育委員会教育指導担当者協議会において、県教育委員会生徒指導担当指導主事から、いじめの早期発見と学校のいじめの認知について指導。  
大津市教育委員会からの「児童生徒の事件等報告書」について修正を経て県教育委員会から文部科学省へ提出した。
- 10月11日 中学2年生の命日  
県教育委員会は、県立学校、市町教育委員会へ知事メッセージ、教育長メッセージを10月10日付けで発出し、各市町教育委員会や学校と一体となり、さらに、警察や医療、福祉等との連携を強化しながら、いじめから子どもを守るための取組みを全力で進めていくことを再度確認した。  
大津市長は、子どもが安心して過ごせる学校づくりへの協力を呼びかけた。  
大津市教育委員会教育長は、遺族自宅を訪問  
当該校は、生徒の作文を校内放送し、さらに全校による「命の集い」を開催した。
- 10月15日 第3回いじめから子どもを守るための緊急対策会議を開催し、「県における今後の取組方針について」「各市町における再点検結果、課題、今後の対策について」説明、協議、情報交換を行った。
- 10月16日 大津市いじめ対策検討委員会が開催され、県教育委員会学校教育課主席参事が出席。
- 10月22日 滋賀県いじめ対策研究チーム会議を開催し、事務局から、滋賀県におけるいじめの現状や取組の状況について説明を行い、その後、10名の学識経験者等から、いじめ問題の原因や背景に関すること、いじめから子どもを守るための短期的および中長期的対策に関することについて、それぞれ10分程度意見を出していただく。
- 10月25日 市町教育委員会生徒指導担当者連絡協議会を開催し、いじめの早期発見、早期対応のあり方について指導するとともに、各市町教育委員会の取組状況や課題について情報交換を行った。
- 10月26日 スクールカウンセラーが学年部会に参加し、生徒の状況の見立てについて助言を行った。(こうした取組が継続して行われるようになった)
- 10月28日 大津市が第三者調査委員会を開催。
- 11月2日 大津市いじめ対策検討委員会が開催され、県教育委員会学校教育課主席参事が出席。
- 11月3日 第1回滋賀県いじめ対策チーム委員会会議を開催。「いじめを許さない仲間・学校づくり」をテーマに、各学校の取組状況の報告を受けるとともに、いじめを見つけたら受けたりしたらどうするのか、12名の児童生徒委員から意見を出し合ってもらった中で、子ども達の現状を把握した。
- 11月6日 大津市が第三者調査委員会を開催。  
大津市は、アンケート結果の口外に関わる損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論において、賠償責任を認めた

# いじめ事案に関わる国、教育委員会、学校の指導すべき内容について

いじめ事案に関わる国、教育委員会、学校の指導すべき内容

大津のいじめ事案をふまえ、今後特に取り組むべき指導内容等

## 国

指導、助言、援助(地教行法48)

- いじめの定義を定め、基本的な考え方を示す
- 全国的な状況を把握し、いじめの現状や状況を伝える
- インターネットや携帯などのいじめについて基本的な考え方を示す

- 命に関わる重大な事案については、市や教育委員会の要請があった場合には直接指導助言する
- 重大な事案について、危機対応を誤ったばあいには、文科省が示している指針に沿った対応ができるように、状況を確認し指導する

## 県教育委員会

指導、助言、援助(地教行法48)

- ①学校教育への恒常的な支援
  - ・加配教員を配置、スクールカウンセラーを配置による支援
  - ・いじめ問題への対応が不十分な内容について指導支援
- ②緊急時の学校への支援
  - ・指導主事やスクールカウンセラー、弁護士、医師等を派遣
- ③相談体制の充実
  - ・電話相談の体制整備と相談員の資質向上を図る
- ④研修会等の充実
  - ・ストップいじめアクションプランを適時改訂、研修会の充実
- ⑤広報活動等の充実
  - ・HPや「教育しが」等で、いじめ問題について県民への啓発を行う

- いじめ問題は重大な問題であるという認識を県教育委員会、市教育委員会、学校の中で共有する
- 重大な事案が発生したときは、県教育委員会が直接現場に赴き、現場で直接状況を把握し適切な対応について指導する
- 重大な事案が発生した学校や市町教育委員会に指導主事を常駐するなどして継続的な支援を行う
- 県教委、市教委の間の情報共有を円滑に行う
- ストップいじめアクションプランの改善と、活用方法について指導する
- 犯罪行為につながる事象に対しては、警察とも連携して毅然とした対応をとる
- 学校が自ら解決するための手助けとなる仕組みを検討する
- いじめの背景や原因を把握、分析し、県の恒久的対策や学校の具体的対策に活かす

## 市教育委員会

小中学校の設置、学習指導、生徒指導等の管理及び執行(地教行法23)

- ①学校教育への恒常的な支援
- ②緊急時の学校への支援
- ③相談体制の充実
- ④研修会等の充実
- ⑤広報活動等の充実

学校管理規則制定(地教行法33)

教職員の服務監督(地教行法43)

生徒の出席停止命令(学教法35)

- いじめ問題は重大な問題であるという認識を県教育委員会、市教育委員会、学校の中で共有する
- 重大な事案が発生したときは、県教育委員会が直接現場に赴き、現場で直接状況を把握し適切な対応について指導する
- 教員、学校、市教育委員会、県教育委員会の間の情報共有を円滑に行う
- 犯罪行為につながる事象に対しては、警察とも連携して毅然とした対応をとる
- 情報公開を適切に行い説明責任を果たす
- 所管する学校がしっかり機能するように監督し支援する

## 学校

- いじめから子どもを守る学校づくり
- いじめの早期発見
- 生徒指導、教育相談体制の強化
- いじめの発見後は、直ちに対策委員会を開き組織的な対応を図る
- いじめにあった児童を守りきる
- 加害児童への指導
- 傍観者等関係児童生徒への指導
- 保護者への説明責任を果たし協力を得る
- 児童会生徒会活動等の中でいじめ問題に自主的に取り組むよう指導
- 地域ぐるみの取組を進める

- いじめ問題は重要な問題であるという認識を県教育委員会、市教育委員会、学校の中で共有する
- 文科省の通知やストップいじめアクションプランを適切に活用する
- 教員、学校、教育委員会の情報共有を円滑に行う
- 情報公開を適切に行い説明責任を果たす
- 犯罪行為につながる事象に対しては、警察とも連携して毅然とした対応をとる
- 児童生徒の些細な変化を見逃さないよう休み時間等に挨拶や声掛けを積極的に行う
- 児童生徒へのアンケートを定期的に行う
- 地域と連携し情報を得て対応に活かす
- 先生や家族に言えないような場合も「子どもナイトダイヤル」等に訴えることができることを伝える

# 市町立小中学校における、国県市町の関係について

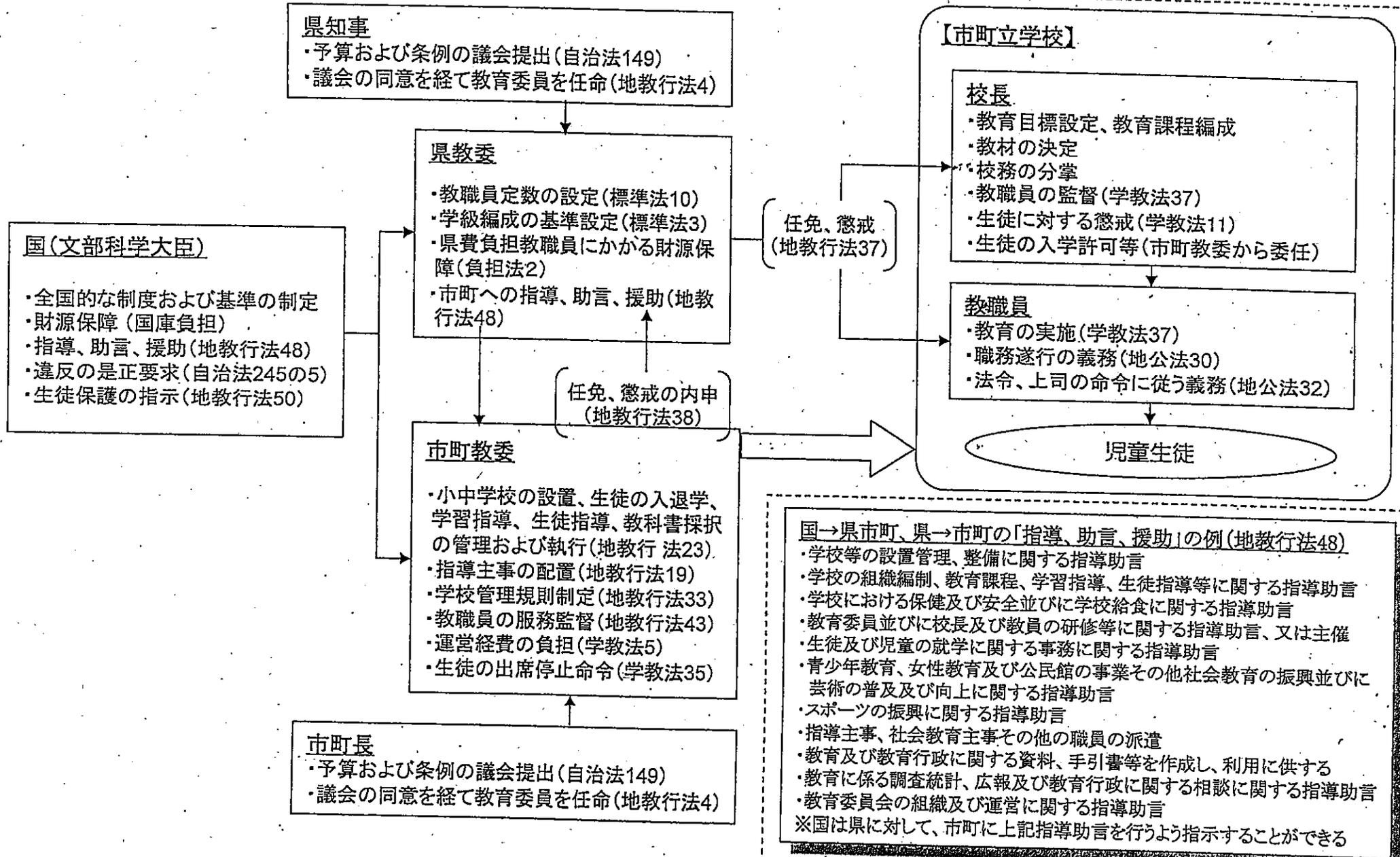
(関係法律名称)

(自治法) 地方自治法、(学教法) 学校教育法、(地公法) 地方公務員法

(標準法) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(地教行法) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律、(負担法) 市町村立学校職員給与負担法

4



## いじめに関わる教員等の研修について

### 1 県教育委員会主催の研修

#### ①研修人数

(人)

研修名	小学校	中学校	高等学校	市町教委	合計
ア生徒指導主任主事連絡協議会	228	100	53	19	400
イ教育相談担当連絡協議会	228	100	53	19	400
ウ市町教育委員会生徒指導担当者連絡協議会				19	19
エ生徒指導主任・主事等生徒指導担当者研修会	228	100	53	19	400
オ初任者研修	142	81	67		290
カ10年経験者研修	62	38	25		125

#### ②研修内容

- アいじめ、またはいじめの疑いのある事案を早期に発見し対応するために  
いじめ対応がどの教員でも適切に行えるようにするために  
いじめ問題の対応を効果的に行うために
- イいじめに関わる、専門家（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー）を活用した教育相談体制のあり方  
子どもの自殺予防と緊急対応等について  
子どもの置かれている環境について
- ウいじめ問題の対応について、市町教育委員会の情報交換  
いじめの早期発見、早期対応のあり方等について共通理解を図る
- エ校内指導体制のさらなる充実や教職員のネットいじめを含めたいじめ問題への適切な対応のために
- オ生徒指導上の諸問題への対応とその指導  
生徒指導の基本的な考え方 いじめの事例に基づいた研修等
- カ生徒指導上の諸問題  
事例に基づいたグループ研修

### 2 市町教育委員会の主な研修

#### ①研修人数

対象	実施市町教育委員会数	人数
教職員	19	4873
P T A ・ 地域	10	768
児童生徒	3	43

#### ②内容

校長・教頭等

研修内容
○教員と子どもとのコミュニケーションを増やす工夫について
○夏季休業中に「いじめ問題への対応」について校内研修を行い、その未然防止、早期発見、適切な対応について
○いじめ問題教職員アンケートを行い、教職員のいじめに対する意識の実態把握に努めるとともに、その結果をもとに研修
○子どもの自殺予防といじめ問題の取組の徹底について
○夏休み、各校の研修の場において『生徒指導マニュアル』の中の「いじめ対応マニュアル」の見直しと徹底
○いじめから子どもを守るための、共通認識を確認
○いじめの定義の再確認の徹底。抱え込みの否定、担任と生徒指導、学校と市教委との連絡体制の徹底。有効なアンケート実践校を紹介
○いじめ問題の対応について、丁寧な初期対応と組織対応の重要性を説明。以前に県教委から配布されたいじめ対応の通知文の再確認と迅速、真摯、誠実な対応について
○組織の見直しをはじめ、学校の現状把握、早期対応、早期発見、さらに町教委への報告・連絡・相談を徹底について

全教職員

研 修 内 容
○夏季休業中にストップいじめアクションプランの内容の再確認
○いじめ問題教職員アンケートを行い、教職員のいじめに対する意識の実態把握と、その結果をもとに研修
○一人ひとりの人権が尊重される教育のあり方について講演や分科会において具体的な取り組みについて話し合う

生徒指導主事・生徒指導主任等

研 修 内 容
○いじめ対策担当者の職務内容と学校での窓口としての役割の重要性について
○中学校は、毎週月曜日に各校の指導主事と関係機関担当者による実務者会議「問題行動対策委員会」で週ごとの全校の各ケースの検討。小学校は、月に1回、中学校区別に開催し「グレードアップ連絡会」でケースの検討。そこで、いじめ以外の事案についてもいじめが潜んでいないかという視点からも検討
○スクールソーシャルワーカーを助言者として、中学校区別に小学校6年生児童のベースシートをもとに、アセスメント・プランニングをすることで、今までの対応についての課題の洗い出しを行い、確認
○生徒指導担当と教育相談担当がケース会議を開くなどして全職員のスキルを上げる

子ども・PTA・地域

研 修 内 容
○「第2回いじめをなくそうサミット」を開催しワークショップやグループに分かれていじめについて考え、意見を交流しあい、学校別に「いじめをなくそう」という願いと決意を込めたアピール文を作成
○「ストップいじめ対策会議」を開催
○教育フォーラムを開催し、事例をもとにしたいじめ対応や組織的な対応についてについて研修
○いじめ未然対策協議会全員研修会を開催し、事例をもとにしたいじめ対応や子どもの自殺予防について研修

3 学校の主な研修

①研修人数

対象	校種	学校数	実施校数	人数
教職員	小	228	228	5334
	中	97	97	2899
	県立	70	70	3323
PTA・地域関係者	小	228	82	7186
	中	97	46	3034
	県立	70	10	305
児童生徒（児童集会や生徒集会の実施）	小	228	128	44649
	中	97	68	28571
	県立	70	36	13187

②内容

※複数回答

(学校数)

主な校内研修の内容	小学校	中学校	高等学校
ストップいじめアクションプランの内容について	144	61	38
事例をもとにしたいじめ対応について	107	42	38
子どもの自殺予防について	61	33	18
アンケートの内容の検討や効果的な活用について	128	47	30
早期発見、早期対応にむけた取組について	147	62	59
組織的な対応について	146	55	52
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携について	66	41	21
その他	42	27	9